

令和7年度 清流の国ぎふ大学生等奨学金

申込の手引き



《注意》

本奨学金は、年度ごとの申請となります。

昨年度まで貸与決定を受けた方で、今年度の貸与を希望する場合は、必ず期日までに申請をする必要があります。申請がない場合、その年度は貸与することができません。

◆「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



岐阜県総合企画部地域振興課

目 次

1 新規申請の方	1
※当奨学金に初めて申請する方	
2 継続申請の方	5
※平成 29年度～令和6年度に貸与決定を受けたことのある方	
3 チェックリスト	9
※申請書提出時の参考にしてください	

◆申請期間

令和7年4月7日(月)～5月23日(金)まで ※当日消印有効

◆提出先

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 地域振興課 宛

※封筒に「清流の国ぎふ大学生等奨学金申請書 在中」と朱書きしてください。」

※個人情報保護の観点から、配達状況が確認できる方法(特定記録等)で郵送することを推奨しています。

※お持ち込みによる書類提出は原則受け付けません。

◆申請書様式、申請フォーム

「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



新規申請者

《申請にあたっての注意》

- ・申請期間内に、当奨学金ページに記載されている《A. 新規申請者》専用申請フォームへの申請(入力+送信)と、「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書(裏面)」や各必要書類の提出(郵送)が必要です。
- ・申請書に押印した印鑑は、貸与決定後に提出する書類にも使用しますので、どの印鑑を使用したかわかるようにしておいてください。
- ・「消すことができるペン」が使用されているものは受付できません。
- ・提出する書類は一式コピーをとっておき、お手元に保管しておくことをおすすめします。

1. 審査基準(成績基準・収入基準)の確認

(1)成績基準

以下に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、以下の基準に該当する者である必要があります。

申請時の在学年次	成績の対象期間	評定平均値
大学1年生	高校1年生～高校3年生	3.0以上
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校 3.0以上 かつ 大学 可以上
大学3年生～大学6年生	大学1年生～申請時に在学する学年の前年の学年	可以上
専修学校(専門課程)1年生	高校1年生～高校3年生 又は 専修学校(高等課程)1年生～3年生	3.0以上
専修学校(専門課程)2年生	高校1年生～専修学校(専門課程)1年 又は 専修学校(高等課程)1年生～専修学校(専門課程)1年	高校又は専修学校(高等課程)3.0以上 及び 専修学校(専門課程) 可以上
専修学校(専門課程)3年生以上	専修学校(専門課程)1年生～申請時に在学する学年の前年の学年	可以上
高等専門学校4年生	高等専門学校1年生～3年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上

※上記「大学」には、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含みます。

(2)収入基準

申請者の生計を維持する者(主たる家計支持者)の貸与額算定基準額が 246,200 円以下である必要があります。

※生計を維持する者とは、原則申請者の父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人(たとえば祖父母等)となります。「募集のしおり」P4を参考に確認してください。

◆「貸与額算定基準額」は、次の計算式により生計を維持する者ごとに算出します。(100 円未満は切り捨て)

貸与額算定基準額＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額)－(多子控除)－(ひとり親控除)
－(私立自宅外控除)

※ 内は生計を維持する者の人数分の計算結果を合算します。

- ・貸与額算定基準額：市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式に関わらず、貸与額算定基準額は0円とします。
- ・課税標準額：2023年(1月～12月)の収入に基づく「令和 6 年度所得・課税証明書」に記載の額とします。
- ・市町村民税調整控除：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、3/4 を乗じた額となります。
- ・多子控除：生計を維持する者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき 40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は、「所得課税証明書」又は申請書記載人数のうち小さい人数を適用します。
- ・ひとり親控除：ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円控除します。
- ・私立自宅外控除：申請者が私立の大学等に在籍する場合に 22,000 円控除します。

2. 専用フォームから申請

- ・貸与申請書(第1号様式)【表面】に関しては、下記専用フォームから入力及び申請が必要です。
- ・フォームの送信後に送られてくるメールは、結果通知まで保管してください。メールが送られてこない場合は、再度送信してください。

◆新規申請者専用申請フォーム



3. 必要書類の準備

(1)貸与申請書(第1号様式)【裏面】

- ・申請者、連帯保証人の氏名等は自著してください。
- ・連帯保証人は1名です。原則、県内に住所を有する三親等内の親族で成年者であるもののいずれかでなければなりません。
- ・破産宣告を受けている方は連帯保証人になることはできません。

(2)大学等に在学することを証明する書類 原本

- ・大学等の発行する在学証明書（令和7年4月1日以降に発行されたもの）
- ・コピー不可、学生証不可

(3) 県内の高等学校若しくは特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のものに限る）を卒業し、又は高等専門学校の第3学年の課程を修了したことを証明する書類 **原本**

- ・高等学校、特別支援学校、専修学校、高等専門学校の発行する卒業証明書
- ・コピー不可、卒業証書不可

(4) 学業成績を証明する書類 **原本**

- ・大学、高等学校等が発行する成績証明書
- ・証明書が必要な期間は、1(1)表中の「成績の対象期間」で確認してください。

(5) 申請者が県外に居住していることを証明する書類

- ・住民票（令和7年4月1日以降に発行されたもの）※筆頭者を省略しないこと
※住民票で確認できない場合（住民票を県外に異動していない場合）、アパート賃貸契約書の写し（下宿先の住所・入居者名・契約期間が確認できること）
→ 契約が自動更新の場合は、令和7年4月以降の下宿先の公共料金利用証明（請求書）も必要です。
→ 学生寮の場合は「在寮証明書」を提出してください。

(6) 申請者が属する世帯（生計を一にする家族全員）の住民票

- ・令和7年4月1日以降に発行されたもの ※続柄を省略しないこと
- ・申請者が住民票を県外に異動していない場合、申請者も含めた世帯全員の住民票が必要です。

(7) 連帯保証人の住所及び申請者と連帯保証人が三親等内であることが証明できる書類

- ・令和7年4月1日以降に発行されたもの ※続柄を省略しないこと
- ・(6)の住民票で確認できる場合は不要です。
- ・住民票で三親等内であることが確認できない場合は、戸籍抄本または謄本も必要です。

(8) 申請者の生計を維持する者の令和6年度（令和5年中）所得課税証明書（人数分）

- ・生計を維持する者とは、原則申請者の父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等）となります。「募集のしおり」P4も参考に確認してください。
- ・「課税標準額」及び「市町村民税調整控除額」が記載されたものであること。（自治体によっては補足証明に発行手数料が生じる場合があります。）
※上記2項目が所得課税証明書に記載されない又は他の控除額と合算で表記される場合は、「別紙 補足書類」をご活用ください。

(9) 連帯保証人の印鑑登録証明書 **原本**

(10)通帳の写し

- ・金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できること
- ・必ず申請者本人の名義の口座としてください
- ・不承認となった場合は返却いたします

3. 申請後の審査及び結果の確認

(1)審査

- ・書類審査により選考します。記載内容等に疑義のある場合は、申請者本人又は連帯保証人へ問合せを行います。

(2)貸与決定

- ・令和7年7月中旬(予定)に書面にて申請者あて通知します。
- ・下宿先に送付します。送付先の個別対応は行っておりません。
- ・電話など書面通知以外での貸与決定の通知は行いません。

奨学金が不要になった場合

奨学金が不要になった場合は、速やかに岐阜県地域振興課奨学金担当あてにご連絡ください。ご連絡いただいた時期によって、対応が異なります。

○申請期間～貸与決定前…申請取下げとして、提出いただいた添付書類を全て返却いたします。

○貸与決定後…申請辞退として、「清流の国ぎふ大学生等奨学金関係届出書」の提出が必要です。提出いただいた申請書及び添付書類は返却できません。

継続申請者

《申請にあたっての注意》

- ・令和6年度から収入基準を変更しておりますので、必ずP6をご確認ください。
- ・申請期間内に、当奨学金ページに記載されている《B. 継続申請者》専用申請フォームへの申請(入力+送信)と、「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書(裏面)」や各必要書類の提出(郵送)が必要です。
- ・申請書に押印した印鑑は、貸与決定後に提出する書類にも使用しますので、どの印鑑を使用したかわかるようにしておいてください。
- ・「消すことができるペン」が使用されているものは受付できません。
- ・提出する書類は一式コピーをとっておき、お手元に保管しておくことをおすすめします。

1. 審査基準(成績基準・収入基準)の確認

(1)成績基準

以下に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、以下の基準に該当する者である必要があります。

申請時の在学年次	成績の対象期間	評定平均値
大学1年生	高校1年生～高校3年生	3.0以上
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校 3.0以上 かつ 大学 可以上
大学3年生～大学6年生	大学1年生～申請時に在学する学年の前年の学年	可以上
専修学校(専門課程)1年生	高校1年生～高校3年生 又は 専修学校(高等課程)1年生～3年生	3.0以上
専修学校(専門課程)2年生	高校1年生～専修学校(専門課程)1年 又は 専修学校(高等課程)1年生～専修学校(専門課程)1年	高校又は専修学校(高等課程)3.0以上 及び 専修学校(専門課程) 可以上
専修学校(専門課程)3年生以上	専修学校(専門課程)1年生～申請時に在学する学年の前年の学年	可以上
高等専門学校4年生	高等専門学校1年生～3年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上

※上記「大学」には、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含みます。

(2)収入基準

申請者の生計を維持する者(主たる家計支持者)の貸与額算定基準額が 246,200 円以下である必要があります。

※生計を維持する者とは、原則申請者の父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人(たとえば祖父母等)となります。「募集のしおり」P4を参考に確認してください。

◆「貸与額算定基準額」は、次の計算式により算出します。(100 円未満は切り捨て)

貸与額算定基準額 = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額) - (多子控除) - (ひとり親控除)
- (私立自宅外控除)

※ [] 内は生計を維持する者の人数分の計算結果を合算します。

- ・貸与額算定基準額：市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式に関わらず、貸与額算定基準額は0円とします。
- ・課税標準額：2023年(1月～12月)の収入に基づく「令和6年度所得・課税証明書」に記載の額とします。
- ・市町村民税調整控除：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、3/4 を乗じた額となります。
- ・多子控除：生計を維持する者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は、「所得課税証明書」又は申請書記載人数のうち小さい人数を適用します。
- ・ひとり親控除：ひとり親世帯に該当する場合に40,000 円控除します。
- ・私立自宅外控除：申請者が私立の大学等に在籍する場合に22,000 円控除します。

2. 専用フォームから申請

- ・貸与申請書(第1号様式)【表面】に関しては、下記専用フォームから入力及び申請が必要です。
- ・フォームの送信後に送られてくるメールは、結果通知まで保管してください。メールが送られてこない場合は、再度送信してください。

◆継続申請者専用申請フォーム



3. 必要書類の準備

(1)貸与申請書(第1号様式)【裏面】

- ・申請者、連帯保証人の氏名等は自著してください。
- ・連帯保証人は1名です。原則、県内に住所を有する三親等内の親族で成年者であるもののいずれかでなければなりません。
- ・破産宣告を受けている方は連帯保証人になることはできません。

(2)大学等に在学することを証明する書類 原本

- ・大学等の発行する在学証明書（令和7年4月1日以降に発行されたもの）
- ・コピー不可、学生証不可

(3) 学業成績を証明する書類 原本

- ・大学、高等学校等が発行する成績証明書
- ・証明書が必要な期間は、1(1)表中の「成績の対象期間」で確認してください。

(4) 申請者が県外に居住していることを証明する書類

- ・住民票（令和7年4月1日以降に発行されたもの）※筆頭者を省略しないこと 原本
- ※住民票で確認できない場合（住民票を県外に異動していない場合）、アパート賃貸契約書の写し（下宿先の住所・入居者名・契約期間が確認できること）
 - 契約が自動更新の場合は、令和7年4月以降の下宿先の公共料金利用証明（請求書）も必要です。
 - 学生寮の場合は「在寮証明書」を提出してください。

(5) 申請者が属する世帯（生計を一にする家族全員）の住民票

- ・令和7年4月1日以降に発行されたもの ※続柄を省略しないこと 原本
- ・申請者が住民票を県外に異動していない場合、申請者も含めた世帯全員の住民票が必要です。

(6) 連帯保証人の住所及び申請者と連帯保証人が三親等内であることが証明できる書類

- ・令和7年4月1日以降に発行されたもの ※続柄を省略しないこと
- ・(6)の住民票で確認できる場合は不要です。
- ・住民票で三親等内であることが確認できない場合は、戸籍抄本または謄本も必要です。

(7) 申請者の生計を維持する者の令和6年度（令和5年中）所得課税証明書（人数分）

- ・生計を維持する者とは、原則申請者の父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。「募集のしおり」P4も参考に確認してください。
- ・「課税標準額」及び「市町村民税調整控除額」が記載されたものであること。（自治体によっては補足証明に発行手数料が生じる場合があります。）
- ※上記2項目が所得課税証明書に記載されない又は他の控除と合算で表記される場合は、「別紙 補足書類」をご活用ください。

(8) 連帯保証人の印鑑登録証明書 原本

- ・令和6年度以前の貸与申請時から印鑑登録の変更がない場合は不要です。

(9) 通帳の写し

- ・振込先口座に変更がある場合のみ提出してください。（金融機関の統合等による支店変更も含みます）
- ・金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できることようにしてください。
- ・必ず申請者本人の名義の口座としてください。
- ・不承認となった場合は返却いたします。

3. 申請後の審査及び結果の確認

(1) 審査

- ・書類審査により選考します。記載内容等に疑義のある場合は、申請者本人又は連帯保証人へ問合せを行います。

(2) 貸与決定

- ・令和7年7月中旬(予定)に書面にて申請者あて通知します。
- ・下宿先に送付します。送付先の個別対応は行っておりません。
- ・電話など書面通知以外での貸与決定の通知は行いません。

奨学金が不要になった場合

奨学金が不要になった場合は、申請辞退として、「清流の国ぎふ大学生等奨学金関係届出書」及び在学証明書(令和7年4月1日以降発行のもの)の提出が必要です。

下記の申請フォームより「清流の国ぎふ大学生等奨学金関係届出書」の入力・申請をしてください。

◆継続申請辞退者専用フォーム

